

# 高浜原発 運転差し止め

## 稼働中で初めて

### 3・4号機 大津地裁が仮処分決定

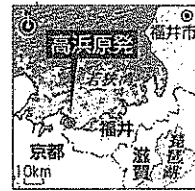
関西電力高浜原発3、4号機（福井県高浜町）は安全性が確保されていないとして、滋賀県の住民29人が再稼働差し止めを求めた仮処分申請で、大津地裁（山本善彦裁判長）は9日、「過酷事故対策などで危惧すべき点があり、津波対策や避難計画にも疑問が残るのに、関電は主張を尽くしていない」として

て、運転停止を命じる仮処分の決定を出しました。高浜原発3、4号機の差し止め決定は昨年4月の福井地裁に続き2件目。運転中の原発の運転停止を命じる仮処分決定は初めてです。4号機はトラブルによって運転停止中で、関電は運転中の3号機の運転を10日に停止すると発表しました。 ↓ 関連①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺



高浜原発の運転差し止め決定を喜ぶ申立人ら=9日、大津市

### 過酷事故対策 避難計画に疑問



「勝利の瞬間、涙が出てきました。動いている原発を止める仮処分決定は画期的で、『原発ゼロ』をめざす全国の運動にもすばらしい影響がある」と、大津地裁に駆けつけた大津市の福家道広さん（69）は喜びます。

住民側は、関電が高浜原発で想定する地震の揺れなどは、安全を担保する上で不十分だと指摘。事故が起きれば放射性物質で琵琶湖が汚染され、人格権を侵害されると主張しました。

一方、関電は、高浜原発は新規制基準に適合しており、安全は確保されていると反論していました。

大津地裁の決定は、東京

### 画期的な判断 小池政策委員長が談話

日本共産党の小池政策委員長は9日、談話を発表しました。

この度重なる判断を重く受け止め、高浜原発はもとより、全国の原発の再稼働を直ちに断念すべきです。

2014年5月の大阪府発3、4号機差し止め判

決、2015年4月の高浜

大津地裁は、本日、関西電力高浜原発3、4号機の運転停止を命じる仮処分決定を行いました。新規制基準に「合格」して再稼働し、安倍政権と電力会社が、

因研究が「道半ば」だとし、基準が福島第一原発事故の教訓を踏まえていないことを行うことが不可欠」と指摘。「避難計画をも視野に、また、想定する地震の揺れについて関電の調査の疑

主眼が置かれていないと繰り返し指摘。過酷事故対策なども「危惧すべき点がある」とし、住民の人格権が異議と執行停止を申し立てる」としています。

3/10 五福

# 福島事故未解明、新基準にノ

## 高浜原発 運転差し止め 安倍政権の無謀さ示す

大津地裁が関西電力高浜原発3、4号機(福井県高浜町)運転差し止めを命じた今回の決定は、運転している原発を止める初めての決定です。なかでも閣議の主張を覆しているだけでなく、再稼働の最大の口実になっている原子力規制委員会の新規制基準そのものに疑問を投げかけているのが特徴です。

閣議の主張は不十分であるにもかかわらず、これに意を払わないなら、こうした姿勢が閣議や原子力規制委員会の姿勢なら、「そもそも新規制基準策定に向かう姿勢に非常に不安を覚えるを得ない」と批判しています。

### ■非常に不安

決定は、東京電力福島第1原発事故の原因究明は「今なお過半は状況」だとして、「同様の事故発生を防ぐ」と見地から安全確保対策を講ずるべきだ。

### 大津地裁決定骨子

一、東京電力福島第1原発事故の原因究明は過半。事故を踏まえた新規制基準が直ちに安全の基礎となる判断できない。

一、新規制基準による過酷

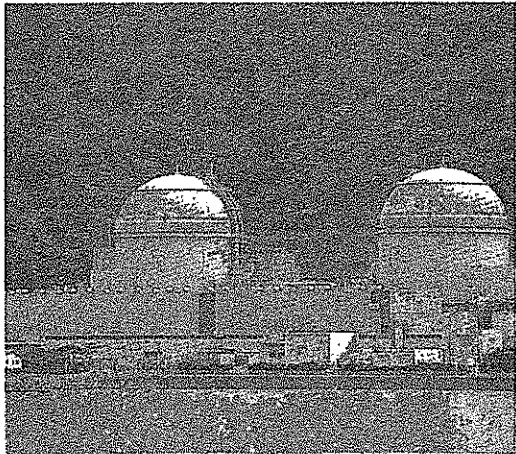
るには、原因究明を徹底的に行うことが不可欠である」と指摘しています。

また原発が経済上優位であるとしても、それによる損害が具現化したときには必ずしも優位であるとはいえない上、その環境破壊の及ぶ範囲はわが国を越えてしまう可能性が高い。

事故対策や地震想定、耐震性評価が妥当かという十分な証明がない。

一、避難計画を視野に入れた幅広い規制基準が必要。

一、高浜原発3、4号機には過酷事故対策など危惧すべき点があり、閣議は安全性の証明を尽くしていない。



関西電力の高浜原発3、4号機=福井県高浜町

性さえある」として、「極大な災禍を引き換えるべき事情である」と断言している。

その上、過酷事故対策について、「対策の見直しにより

り過酷事故が生じたとしても、致命的な状態に陥らないようにすることができるとの思想に立って、新規制基準を策定すべき」と述べ、閣議の主張では、新規制基準と設置変更許可について「直ちに公共の安全の基礎となる」と考え

### 高浜原発をめぐる動き

- 1974年11月 関西電力高浜原発1号機が運転開始
- 2011年1月3日 3号機でフルサーマル発電開始
- 2012年2月 3号機が停止し、全4基が定期検査入り
- 2013年7月 閣議が3、4号機の再稼働に必要な審査を原子力規制委員会に申請
- 2015年2月 規制委が高浜3、4号機の審査書決定。「新基準に適合」と判断
- 2015年3月 高浜町議会が再稼働に同意
- 2015年4月 福井地裁が高浜3、4号機の再稼働を差し止める仮処分決定
- 2015年10月 高浜3、4号機の審査終了。4号機で使用開始検査開始
- 2015年12月 高浜町と福井県が再稼働に同意表明
- 2016年1月 福井地裁、差し止め仮処分決定を取り消し
- 2016年2月 高浜3号機が再稼働(29日)
- 高浜4号機、1次冷却系で水漏れ(20日)
- 規制委が高浜1、2号機の審査書案了承。40年超の原発で初(24日)
- 高浜4号機が再稼働、3号機は高浜運転に移行(26日)
- 高浜4号機でトラブル、原子炉が緊急停止(29日)
- 大津地裁が高浜3、4号機の運転禁止命じる仮処分決定(9日)

大津地裁が9日、関西電力高浜原発3、4号機の運転を差し止める仮処分決定をだしたことに関係者は次のように話しています。

### 福島に勇気 国民励ます



被害者が苦しんでいる中で今回の決定は、国民の常識といえる事柄を法的に認めたもので意義が大きいと感じています。

### 安全には代えられない



渡辺孝・日本共産党高浜町議の話 地震による事故の危険性や、机上の空論にすぎない避難計画しかない原発の再稼働などありえないと批判してきました。当然の判断ではありませんが、再稼働したばかり

伊東達也・原発問題住民運動全国連絡センター筆頭代表委員の話 東京電力福島第1原発事故から5年を迎え、あらためて国民の中から安倍政権の原発再稼働のやり方、運転開始から40年を超える老朽原発まで動かすこと、理解したい思いがわき起っています。とりわけ福島県民の怒りは大きく、最近の世論調査では圧倒的多数が再稼働反対と答えています。事故の原因がはっきりしておらず、被

りで運転中の高浜3、4号機の運転を停止する決定が下されたことは画期的です。高浜町では議会の3月定例会が始まっていますが、当局と議会の多数派は相変わらず原発頼みで、交付金の使い道をどうするかという話ばかりです。住民の安全を代償にした町づくりは長続きしません。このことを議会で強く訴えていきたいと思っています。

ることをためらわざるを得ない」としています。

### ■政府を批判

避難計画の問題でも、地方公共団体個々によるよりは、「国家主導での具体的に可視的な避難計画が早急に策定される」ことが必要と指摘。避難計画をも視野に入れた幅広い規制基準が望まれるばかりか、そのような基準を策定すべき価値原則上の義務が国家には発生しているといってもよい」と、避難計画を含まない新規制基準と、それで行うとする政府を事実上批判。

決定は最後に、福島第1原発事故を踏まえた過酷事故対策の設計思想や、外部電源に依拠する緊急時の対応方法、耐震性能決定における基準地震動(原発で考慮すべき地震の揺れ)について「危惧すべき点があり、津波対策や避難計画についても疑問が残る」として、断った住民の人格権が侵害されるおそれが高いにもかかわらず、閣議はその安全性が確保されていることについて主張を尽くしていないと判断しています。

大津地裁の決定は、「世界最高水準」などと再稼働にお墨付きを与える原子力規制委員会の新規制基準に「一を突きつけており、その判断を尊重する」として再稼働を進める安倍政権の無謀さを示しています。(原発一取材班)

9/10 志旗